

「過去の放送番組の二次利用の 促進に関する検討会」の報告

2004年12月1日

コンテンツ流通促進シンポジウム

東京大学 尾崎史郎

目次

- 1 . 検討の経緯
- 2 . 検討報告書の概要
- 3 . 意見交換会の内容紹介

放送番組の二次利用に関する疑問

テレビ放送は開始後50年を経ており、その間に膨大な放送番組が作成されているが、二次利用が進んでいないのではないかと疑問。

放送番組の二次利用が進まないのは、著作権の問題があるからではないかと疑問。

検討の経緯

2003年

「過去の放送番組の二次利用の促進に関する検討会」設置

第1回 10月30日

第2回 11月27日

2004年

第3回 1月16日

第4回 3月 1日

第5回 4月14日

第6回 5月11日

第7回 6月16日

第8回 6月30日

「過去の放送番組の二次利用の促進に関する報告書」公表

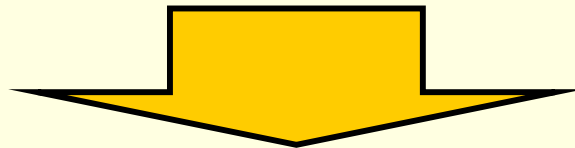
放送番組は保存されているのか

放送開始当初は生放送中心で、生放送は残っていない。

VTRも徐々に普及したが、テープが高価なため再利用され、特別な番組を除き、ほとんど残っていない。

二次利用を視野に入れた番組保存は80年代後半から。

(当初は二次利用が想定される番組が中心、最近では保存可能な番組はほとんど保存)



ここ十数年の放送番組はかなり保存されているが、それ以前のものあまり保存されていない。

二次利用の現状

考え方

契約上の問題、人権・プライバシー等の問題から二次利用を制限されているものがあるため、放送局等はいくまで**可能な範囲で二次利用を行う**こととしている。

主な用途

- ・自局による再放送
- ・国内外の放送局への番組販売
- ・ビデオ・DVD等の販売会社への提供
- ・書籍・ゲーム等への商品化等

二次利用に関する著作権契約

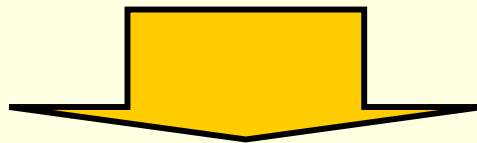
放送番組に関する契約の多くは当初の放送に関する契約であり二次利用に関しては別途契約が必要。

- ・ 放送番組は当初の放送を最優先して制作される。二次利用を含めた制作契約を求めると、使用料・出演料の高騰、制作現場の混乱、関係者の反発を招き、一次利用に影響を与える可能性があり、二次利用を含めた制作契約は少ない。
- ・ インターネット配信以外の二次利用については、関係権利者団体と放送事業者等との間で「一定のルール」が構築されている。

二次利用できない主な場合

(娯楽・教養系番組の場合)

番組が保存されていない。あっても保存状態が悪い。
需要がない(経費に見合う収入が見込めない)。
他のメディアによる番組提供等と競合する場合がある。
一次利用の放映権しかない(スポーツ中継、映画等)。
被写体の所有者の了解が得られない。



著作権契約が理由で二次利用されない場合は少ない。

著作権契約を理由に二次利用できない場合

作品が自分のイメージどおりでない、制作時と今の考え方が違う等権利者の思想信条により拒否(少数)。

著作者・実演家等の死亡・引退等により、権利者の所在が不明。

権利者との間で使用料の協議が整わない(外国曲等)。

実演家のイメージ戦略等から一定期間の二次利用が制限される。

インターネット配信の現状と課題

次のようなインフラの問題があり、市場が成立していないため、関係者がビジネスになりにくいと考え、供給はあまり進んでいない。

- ・ 回線速度が様々で、安定した回線速度の確保も困難。
- ・ PCの性能等にばらつきがあり、全家庭で安定した画像の再現を再現するのは不可能。
- ・ ピーク時を想定した回線容量の確保は回線コストが高騰。
- ・ 課金方法に課題。
- ・ IPマルチキャストについては、上記欠点をかなり解消したサービスも出現しているが、収益性等に不透明さ残る。

二次利用円滑化のための方策

広範な関係者による議論の場の設定

権利者情報の整備

権利者不明における利用促進

- ・ 所在情報の整備、裁定手続利用マニュアル整備

使用料設定等に関する協議の促進

広範な関係者による議論の場

- 様々な人が様々な立場から意見を表明しているが、その意見の中には誤解や歪曲された情報に基づくものも多く、議論がかみ合わない場合も多い。
- 放送局、番組製作者、権利者、流通事業者やインターネット配信事業者などの様々な関係者が、お互いの立場を理解しないまま議論をしても決して建設的な結論は出ない。
- 様々な関係者が集まり、意見を交換し合うことによって、問題に関する共通認識を持ち、その共通認識の上に二次利用の促進に向けて協議することが最善の方策。



文化庁は、このような意見交換の場を設定すべき。

過去の放送番組の 二次利用の促進に関する意見交換会

第1回(10月22日)

第2回(11月 8日)

【参加企業・団体】

- ・放送事業者 7社
- ・番組制作者 3社
- ・原権利者 6団体・社
- ・配信事業者 5社
- ・ISP・回線事業者 2社

【オブザーバー】

- ・民放連
- ・ATP
- ・映連
- ・レコード協会
- ・動画協会
- ・経団連
- ・関係省庁

第3回(12月1日)

- ・シンポジウム開催(会場参加型のパネルディスカッション)

原権利者

コンテンツ
ホルダー

配信
事業者

ISP

回線
事業者

JASRAC

NHK

BBケーブル

日脚連

日テレ

KDDI

シナ作

TBS

トレソーラ

CPRA

フジ

ミュージック
シーオージェーピー

ホリプロ

テレ朝

NTT
東日本

ソニー・ミュージック
エンタテインメント

朝日放送

NTTコミュニケーションズ

メディアミックス
ジャパン

大映テレビ

東映

東映アニメーション

1. 配信事業者はどのような放送番組を二次利用したいのか

「品揃え」に対する考え方(放送番組のコンテンツとしての魅力、ジャンル、制作時期、タイトル数など)
顧客(視聴者)のニーズ

2. 過去の放送番組の供給が進んでいないとすれば、その理由は何か

(1) ブロードバンド配信事業市場の成熟度

市場に対する関係者の認識はどうか(需給関係、インフラ整備、将来の可能性など)

配信事業者へのコンテンツの提供価格に対する認識(価格設定の方法、提供のための経費の回収など)

(2) コンテンツの供給側と配信側の共存共栄関係

放送事業者のビジネスモデルにおける配信事業の位置づけはどうか

配信事業の拡大が既存の放送番組流通市場に与える影響はあるのか

(3) 円滑な著作権契約関係の構築

ブロードバンドに関する利用者団体と権利者団体の交渉の状況はどうか
二次利用を前提とした制作契約は進むのか

著作権契約が原因で二次利用を断念するケースはどの程度か

著作権契約に要する負担はどうか

権利者情報データベースの整備に対する期待はあるのか

(4) その他

3. 著作権制度

過去の放送番組の流通促進に関し、著作権制度上改善すべき点はあるか